

仕 様 書

この業務は、七箇川ポンプ場に設置している 13.2 t ホイスト式天井クレーン（平成 10 年 2 月 3 日休止報告受理）の使用再開検査を受けるための整備業務を行うものとする。

1 業 務 名

令和元年度七箇川ポンプ場ホイスト式天井クレーン使用再開検査受け整備業務委託

2 業務場所

七箇川ポンプ場（和歌山市梶取 1 4 7 - 6） ※別紙位置図参照

3 業務内容

- (1) クレーン使用再開検査前の点検及び整備
- (2) 荷重 16.25 t（定格荷重を 13 t とし、これの 1.25 倍）及び玉掛け用具の準備
※定格荷重試験も実施できるように配分すること。
- (3) クレーン使用再開検査時のクレーン運転及び玉掛け作業
※クレーンを運転する者にあつては運転士免許証等を、玉掛け作業を行う者にあつては玉掛け技能講習修了証等の資格証明書を携帯すること。
- (4) クレーン使用再開検査に関する一切の手続

4 クレーン使用再開検査実施日

令和元年 1 1 月 1 5 日（金）

5 履行期限

令和元年 1 2 月 1 3 日（金）

6 現場説明

特に実施しない。

ただし、見積書を作成するときは、事前に海草振興局建設部に連絡し、業務の目的物を確認しておくこと。

7 費用の負担等

業務の実施に要する機材等は、受託者の負担とする。

また、業務の実施に際し、施設等に対して損害を与えたときは、その都度、直ちに受託者の負担において補修するものとする。

8 安全の確保等

受託者は、業務の実施における安全確保に十分な注意を払うとともに、業務に係る作業従事者が引き起こした災害について全ての責任を負うものとする。

9 実績報告

受託者は、業務を完了したときは、委託者に対し、直ちに、作業写真1部を添えて業務完了報告書を提出し、その検査を受けるものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じたときは、必要に応じ、海草振興局建設部と協議して定めるものとする。